



佐賀県公報

平成19年
7月9日
(月曜日)
第12927号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 国土調査の指定 (三六五・土地対策課) 一
- 平成十九年度木材業者の登録 (三六六・林業課) 一
- 平成十九年度木材業者及び製材業者の登録事項の変更 (三六七・") 二
- 証紙売りさばき人の指定 (三六八・会計課) 三
- グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖造成事業による造成敷地の譲受人(又は予約譲受人)の公募 (企業立地課) 三
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 (商工課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
- 北茂安中部地区換地計画 (農地整備課) 五
- 平成十九年度行政書士試験の実施 (財団法人行政書士試験研修センター) 五

雑報

○告示

◎佐賀県告示第三百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定により、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定した。

平成十九年七月九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日

平成十九年七月九日

二 調査を行う者の名称

- 江北町
- 三 調査地域
江北町大字佐留志の一部
- 四 調査期間
平成十九年七月九日から平成二十年三月三十一日まで

◎佐賀県告示第三百六十六号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)第五條第一項の規定により、平成十九年度木材業者を次のとおり登録した。
平成十九年七月九日

佐賀県知事 古川 康

木材業者				
登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木神第9号	平成19年6月29日	神埼郡吉野ヶ里町三津813番地6	株式会社多良木材	代表取締役 多良 末治

●佐賀県告示第三百六十七号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)第七條第二項の規定により、平成十九年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

平成十九年七月九日

佐賀県知事 古川 康

木材業者				
登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木伊第5号	平成19年6月29日	伊万里市大坪町丙140番地1	伊万里西松浦森林組合	代表理事組合長 中島 讓

製材業者				
登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐製伊第5号	平成19年6月29日	伊万里市大坪町丙140番地1	伊万里西松浦森林組合	代表理事組合長 中島 讓

グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖(鳥栖流通業務団地) 造成事業による造成敷地の譲受人(又は予約譲受人)を次のとおり公募します。

平成19年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 譲受人(又は予約譲受人)の資格 次の要件を満たす者であること
- (1) 分譲用地において、自ら流通業務施設を経営しようとする者
- (2) 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者
- (3) 譲渡の対価の支払能力がある者
- (4) 土地引渡日又は土地使用貸借開始日から2年以内に流通業務施設を建設し操業を開始できる者

- 2 造成敷地の所在地
鳥栖市姫方町、原町及び飯田町
- 3 造成敷地の用途
流通業務施設の建設用地

○ 公 告

売りさばき人の氏名 又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
社団法人 佐賀観光協会 会長 音成日佐男	佐賀市白山二丁目七 番一号	佐賀市白山二丁目七 番一号 (エスプラッツ二階)	平成十九年 六月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

平成十九年七月九日

一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、通知があった。

●佐賀県告示第三百六十八号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第

4 分譲面積及び分譲単価

別記のとおり

5 申込受付期間

平成19年7月23日(月) から7月27日(金) まで

なお、申込受付期間内に申込みがなかった場合は、随時申込みを受け付けます。

6 その他

詳細については、佐賀県農林水産商工本部企業立地課 企業誘致担当(電話0952-25-7097(直通))にお問い合わせください。

別記(分譲面積及び分譲単価)

街区	区画番号	分譲面積	1平方メートル当たり分譲単価
2	①	33,083.41㎡	27,900円
	①	2,100㎡	32,600円
	②	2,200㎡	30,100円
11	③	2,200㎡	30,100円
	④	1,400㎡	31,100円
	⑤	2,000㎡	32,600円
	⑥	2,000㎡	30,100円
	⑦	2,100㎡	30,100円
17	⑧	1,300㎡	31,100円
	①	51,779.61㎡	30,200円
18	①	9,800㎡	25,800円
	②	8,800㎡	27,700円

※分譲面積は、「2街区①区画」及び「17街区①区画」以外は暫定面積です。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元

住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年7月9日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー鳥栖店

佐賀県鳥栖市元町字横田1248番1

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年7月9日から

平成19年8月8日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐賀郡川副町大字西古賀字五本松264番1及び264番2並びに字松281番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市八戸溝二丁目6番12号
有限会社丸和開発

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(ほ場整備)北茂安中部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のある方は、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年8月22日までに佐賀県鳥栖農林事務所(郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1)に提出してください。

平成19年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(ほ場整備)北茂安中部地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年7月10日から平成19年8月7日まで
- 3 縦覧の場所
みやき町役場(三根庁舎)産業課

○ 雑 報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による佐賀県知事の委任に係る平成19年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成19年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

1 試験日時

平成19年11月11日(日)

午後1時から午後4時まで

2 県内試験場所

佐賀短期大学(佐賀市神園三丁目18番15号)

県外の方は、4の(3)の連絡先にお問い合わせください。

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

<p>4 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円</p> <p>オ 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。</p> <p>カ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>ク 郵送配布</p> <p> a 配布期間 平成19年8月6日(月)から8月31日(金)まで</p> <p> 郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封したうえ、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記bまで郵便で請求してください。(8月31日必着のこと)</p> <p> b 請求先 財団法人行政書士試験研究センター (郵便番号100-8779 東京中央郵便局留)</p> <p>(イ) 窓口配布</p> <p> a 配布期間</p>	<p>平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで</p> <p>b 県内配布場所</p> <p>(a) 佐賀県くらし環境本部私学文化課(佐賀市城内一丁目1番59号)</p> <p>(b) 佐賀県庁さが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口 佐賀市城内一丁目1番59号)</p> <p>(c) 佐賀総合庁舎(佐賀市八丁畷町8番1号)</p> <p>(d) 神埼総合庁舎(神崎市神埼町大字鶴3542番地)</p> <p>(e) 鳥栖総合庁舎(鳥栖市元町1234番地1)</p> <p>(f) 唐津総合庁舎(唐津市坊主町433番地1)</p> <p>(g) 伊万里総合庁舎(伊万里市新天町坂口122番地4)</p> <p>(h) 武雄総合庁舎(武雄市武雄町大字昭和265番地)</p> <p>(i) 鹿島総合庁舎(鹿島市大字高津原3400番地)</p> <p>(j) 佐賀県行政書士会(佐賀市鍋島三丁目15番23号)</p> <p>なお、配布時間は、佐賀県行政書士会については午前9時から午後5時まで、その他の場所については午前8時30分から午後5時15分までとします。</p> <p>県外の方は、(3)の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受験申込み画面への入力</p> <p>(イ) 当センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。</p> <p>イ 受験手数料の払込み</p> <p>(イ) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。</p> <p>(イ) 利用できるクレジットカード VISA, Master, UC</p>
---	---

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。
ウ 受付期間

(ア) 平成19年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで
この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了します。午後
5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっ
ても申込みができなくなりますのでご注意ください。

(イ) 最終日(9月4日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って
申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字
試験を含む。)を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行
政書士試験センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成20年1月28日(月)午前9時

(2) 方法

合格者の受験番号を財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホー
ムページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に公示(掲示)するとともに、
佐賀県公報への掲載及び佐賀県庁前掲示板への掲示を行います。

また、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷